

社会福祉法人仙北市社会福祉協議会  
役員、評議員及び部会、委員会等の委員の  
報酬並びに費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人仙北市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び部会、委員会等委員の報酬並びに費用弁償について必要な事項を定める。

(報酬等の額)

第2条 本会の常務理事には、報酬と通勤手当を次のとおり支給する。

- 2 (1) 報酬 月額 100,000円
- (2) 通勤手当 1日当たり職員給与規程に定める額の1/30とし、1ヶ月の出勤日数分を支給する。
- 3 他の役員の報酬は、必要に応じ会長が定める。

(報酬の支給)

第3条 報酬は、選任された月から支給する。

- 2 報酬の支給日は、本会の職員に支給する給与の例による。
- 3 本会理事が、本会職員を兼務する場合は報酬を支給しない。
- 4 報酬のある役員が、任期満了、辞職、死亡、又は本会の解散によりその職を離れたときは、その月までの報酬を支給する。

(費用弁償及び旅費)

第4条 本会の役員、評議員が招集に応じたとき、及び部会、委員会等の委員が会議に出席したときは、費用弁償として次の金額を支給する。

- (1) 会長 日額 8,000円 半日 4,000円
- (2) 監事 日額 7,000円 半日 4,000円
- (3) 会長、常務理事以外の理事 日額 4,000円
- (4) 評議員 日額 4,000円
- (5) 部会、委員会等の出席については会長、常務理事以外の理事、評議員に日額3,000円を支給する。
- 2 役員、評議員、及び委員等が職務のため旅行したときは、その旅行に対し、旅費及び日当2,200円を支給する。
- 3 前項により支給する旅費の額は、本会職員旅費規程に規定する旅費の例による。

(公表)

第5条 本会はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。